

施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業

燃油価格の高騰に伴い、一定以上の燃油を使用する施設園芸農家の経営安定を図るため燃油購入費の一部を補助します。

申請期間

令和4年

令和4年

3月15日（火）～4月28日（木）（消印有効）

補助金額

対象期間内(R3.10.1～R4.3.31)に納品及び支払いが完了した燃油の量に応じて補助金を交付します。

10,000 L 以上 30万円

5,000 L 以上10,000 L 未満 20万円

3,000 L 以上 5,000 L 未満 10万円

1,000 L 以上 3,000 L 未満 5万円

補助対象者

次の（１）～（６）のすべての要件を満たす農業者

- （１）昭和村内に居住する個人事業主又は昭和村内に事業所を置く法人であること。
- （２）昭和村内の園芸施設で農作物を栽培し、施設内の農業用機械等でA重油又は灯油を使用していること。
- （３）令和2年以降の1年間の農作物販売額が、50万円以上又は認定新規就農者であること。
- （４）昭和村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- （５）宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- （６）村税等を滞納していないこと。

申請書類

- ① 昭和村施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書兼交付請求書
 - ② 事業計画書兼実績書
 - ③ 購入した燃油の種類、納品日、単価、購入量、購入額、支払日等を確認できる書類（請求書、領収書の写し等）
 - ④ 申請者名義の通帳の写し（申請書の振込先と合致するもの）
- ※申請は一経営体あたり一度限りとします。

申請方法（申請先・お問い合わせ）

申請書を昭和村HP又は昭和村役場産業課農政係から取り寄せ、上記関係書類を添付して、下記に郵送若しくは産業課窓口に提出してください。

〒379-1298 昭和村大字糸井388

昭和村役場産業課農政係（☎0278-24-5111） 受付時間 8:30～17:15